◇藤 原 政 春 君

○議長(高橋 猛君) 次に、12番、藤原政春君の一般質問を許可いたします。藤原政春君、登壇願います。

(12番 藤原政春君 登壇)

〇12番(藤原政春君) おはようございます。それでは一般質問の通告に従い質問いたします。 町の生活用水の供給事業、いわゆる上水道事業についての認識をお伺いいたします。

本町の簡易水道事業ですが、美郷町簡易水道設置条例によりますと現在の対象地区は千畑中央地区、黒沢地区、千畑東部地区、六郷畑屋地区、仙南中央地区、仙南東部地区、仙南南部地区の7地区であり、計画給水人口は1万3,919人を対象に1日の最大給水量5,340㎡という安全安心な生活用水を安定的に送り続けているところです。町村合併以前の水道施設が多く、まれに老朽化等で施設にふぐあいが生じ、修繕工事等が必要になる場合もありますが、それでも早期に復旧させ地域住民の生活を守っていることは承知のことであります。とりわけ台風、突風などで広範囲にわたり停電となっても自家発電機の作動により送水が中断しないことは受益者にとってまことにありがたい事業であり、必要不可欠な生活基盤施設であります。

さて、先ほど申し上げましたが、本町の簡易水道事業の内容を再度申し上げますと、簡易水道事業の対象地は7地区、給水人口は約1万4,000人弱であります。この給水人口を本町の住基人口であります2万600人で割りますと約70%弱となります。仮に昼間の本町への流入人口や工場事業所も対象に含むといたしましてもこの70%という割合はおおむね10%前後変動する程度ではないかと思っております。

そこで事業対象地区として条例に定められた地区以外の地区、また給水対象人口として条例に上げられている人口以外の10地区地域住民への生活用水の供給についてであります。この対象地区を地図に落としてみますと六郷地区の家々が密集している地域、安楽寺、馬場、東高方町、西高方町、琴平西、琴平東、上町、馬町、米町、新町、大町、荒町、赤城、また点在している地域を初め千畑地域の一部などが事業区域外であることがわかります。これらの中には本町の簡易水道以外の非公営の簡易水道施設や小規模水道施設から生活用水を取水している地域も一部あります。ですから、全てとは申しませんが、この事業対象外となっております地域及び地域住民のほとんどは地中ボーリングをし、ホームポンプで地下水をくみ上げて生活用水としている地域です。これは当町においても当然承知していることと思います。

確かに本町は奥羽山脈を背に発達した扇状地上にあって自然環境に恵まれた土地柄であり、清

水に代表される地下水の豊富さ、清らかさは全国にも誇れる本町の代表的な資源です。しかし、 将来における本町の全町的な生活環境基盤を考えたとき、地下水という他に誇れる自然の恵みを 有しているとはいえ、その自然環境だけに依存してもよいのでしょうか。これまでこの地下水依 存に頼る形でもよかったと私も思います。しかし車社会の到来などであらゆる道路が舗装化され た現在、地震などの被災を前提に構造強化を進めている現在、各自治体の政策とも連動しながら 宅地開発が推進されている現在、また企業誘致などを求められている現在は、やはり自然環境の みで生活用水を維持していくインフラでは、今後災害時の発生で飲料水での事件、事故等があっ た場合、清水の里美郷のネームバリュー、そして観光にも影響があると思うものであり、これか らは不十分でないかと私は考えます。

実際私が議員活動で地域を歩き、住民の声を聞きますと、水質検査の結果に異常項目があり、 再ボーリングをした、地下水に濁りが入るので不安だ、水洗トイレや給水器を新規購入しても地 下水使用だと保証の対象外になると約款に書いてあったなどの声とともに上水道の施設を望む声 が、非常に多くとは申しませんが、複数ありました。しかし、要望がないという理由から施設と して取り上げないという場合も確かにありますが、生活用水の供給は地域の声が少ないからとい って、また厳しい財政状況にあることを理由に施策としないという性格のものではなく、行政と して実施しなければならない義務的な施策であると考えます。

このような理由から、私は、ここで現在簡易水道事業の対象外となっている地域につきまして も、新規に整備計画を策定し、事業実施するべきであると提案するものでありますが、町長のお 考えをお尋ねいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

簡易水道事業の対象地拡大についてですが、安全で安心な水道の普及を推進するため水道未普及地域のアンケート調査を平成21年1月に実施しております。また、その中で特に人口の多い六郷地区については、平成22年11月に再調査を実施しております。

六郷地区について言及しますが、再調査の結果では六郷地区の水道未普及地域1,454世帯中1,089世帯から回答があり、そのうち水道を必要とした世帯は468世帯で賛同率32.2%、また3年以内に加入すると回答した世帯は141世帯で9.7%という結果でした。

そこで、議員のご質問の生活用水供給の声が少なくとも行政として義務的に施策すべきとのご

指摘についてですが、当該地区は主に六郷畑屋簡易水道地区の給水エリアに接しております。そのため、六郷畑屋簡易水道の給水エリアを拡大し、当該地区の住民約3,900人に給水すればよいではないかとなりますが、簡易水道施設については初めに給水区域を設定し、エリア内の計画給水人口と計画給水量を算定して施設規模を決め、国の事業認可を受けて運営する施設で、現在の六郷畑屋簡易水道の施設規模では、その余力がなく、残念ながら不可能な状況です。

そのため、当該地区に給水をするには議員ご指摘のように新規に事業設定をしなければなりません。その事業設定には水源池の確保とともに浄水池や配水池、管路布設など多額の財源が必要となりますが、今後水道事業が企業会計に移行することが義務化されているため、新規の整備についてはこれまでの簡易水道のように一般会計からの一般財源繰り入れが難しくなり、債務の償還も会計内で処理する独立性が求められます。つまり収支を別次元に置いた義務的な事業とはいいがたい環境が確実に待っているということになります。

こうした状況と見通しを踏まえて課題を克服して事業を実施するためには水道料金の適切な料金設定とともに高い水道加入率が求められます。現在の想定では90%以上の加入が必要ではないかと見込まれているところです。ところが、現在、当該地域の平成10年供用開始の下水道の状況を見ますと、これまでかなり加入促進を図ってきたものの、現時点では接続率が53%と低い状況にあります。こうした実態を踏まえるとともに、さきに実施した意向結果を合わせますと企業会計における水道施設の整備は加入率の観点で厳しい見通しといわざるを得ません。

しかし、先に述べましたアンケート調査から5年以上が経過していること、またさきの東日本 大震災において停電により各家庭の地下水くみ上げポンプが稼働せず、町の給水車を多くの住民 が利用したことなどを鑑みますと、水道に対する意向がさきの調査時点から変化している可能性 もあり、改めて意向確認する必要性も認めるところです。

そのため、現在事業実施中の整備が一段落する時期を見据え、3回目となる水道整備に関する 意向調査を実施し、水道に対する認識や加入意向について改めて把握してまいりたいと存じま す。また、その段階においては、水道事業に対してより深く理解してご回答いただけますよう事 前に水道事業に対する情報提供などにも努めてまいりたいと考えております。

なお、六郷地区以外では本堂城回地区の自主的水道を除けば現在事業実施中の事業でカバーされる予定となっておりますので、あわせてご報告いたします。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。12番、藤原政春君。
- ○12番(藤原政春君) 町では水道の供給の一本化を目指しておりまして、また前回の国体のと

きには宿泊は上水道の完備した家しか宿泊できなかったという経緯もございます。また、これから東京オリンピックがあり、海外の観光客増、また政府の民間宿泊施設の認可などと今いわれておりますけれども、町でも観光客が来ると考えたとき、上水道完備であればと私は考えますが、そこら辺はいかがですか。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- ○町長(松田知己君) 水道、上水道の簡易水道含めた上水道の必要性については、議員と同じ認識です。ただし、先ほど言いましたとおり事業会計が法律で義務化される前提に立ちますと会計として成り立つことを考えなければならない、その際の加入率が問題であると先ほど申しましたので、ご理解をお願いします。
- ○議長(髙橋 猛君) それでは、次の質問に入っていただきます。

(12番 藤原政春君 登壇)

○12番(藤原政春君) 次に表彰について見解を伺います。

今、日本はTPP交渉締結で農業、工業の施策を実施しておるところです。また、デフレ脱却、インフレ2%としており、1億総活躍社会の実現のため施策を実行しておるところであります。しかし、ことしに入り、物価は中国経済の影響で下落ぎみの乱高下ぎみに、そして円は110円台になっております。そして日本のGDPは国内総生産はOECD加盟国の37カ国中20位であります。その一方、日本国内を見ると秋田県は全国で名目GDPは全国35位であり、東北でも生産金額が最下位であり、大変危惧しているところでもあります。

そのような中で秋田県、そして美郷町では人口減少に歯どめをかけようとしており、また1人当たりの生産を上げることを前提に、農業振興では未来にアタック!農業夢プラン応援事業、農業経営発展加速化支援事業、新規就農総合対策事業など7つの主要事業が実施されており、また商工業振興では美郷ブランド開発販売促進事業、美郷うりこめ推進事業、特産品販売事業、拠点化推進事業、商店等にぎわい創出事業、企業誘致推進事業、企業活動支援事業、起業者等支援事業を実施されているところを承知するところであります。その結果、地域住民の雇用所得等に影響が出てくると思われ、目指すところの地販地消と地産外商が拡大していくものと私は信じているところでもあります。

一方、住宅関連をみてますと、住宅着工件数減少の中で民間住宅はハウスメーカーの進出が目 覚ましく、地元工務店の受注減少が見られます。この傾向はハウスメーカーの営業、情報発信の 上手さであり、そして一家の世代間での居住環境意識の相違、ユーザー自身が家屋存在のルーツ の継承ができない環境でもあったと思われ、そのため施主がハウスメーカー展示場へ出向き、依頼するものです。そして、ここ10年から15年の間で地元の建設関係技術者のお客様ニーズの把握のおくれ、一般ユーザー宅へのリピート訪問、技術営業の遅延など世代を越えての地域でのコミュニケーションが少なかったことなどが挙げられます。

そこで、町の会社、個人業者は個人に仕事を依頼していただけるよう、技術情報、サービス等の発信で地元消費の地販地消の循環型商品になってくれればと思うところです。そこで、町では先覚者顕彰をやられており、坂本東嶽邸の展示、佐藤 章生家の蔵の改修移転等そして民俗資料館での伝統技術者の育成の事業を進めていると認識しておるところでもあります。前回も一般質問で述べましたが、特に建設に携わる方々が多い当町、また製造業、商業もあり、たくさんの職種があります。機械化が進み、農業工業にかかわらず大量生産してコストダウンをどうするかなどが課題とされていますが、先輩方の体で覚えたぬくもりの伝わる技術、機械製作とは違うすばらしい商品、製品があると私は考えます。

そこで、長年培った技術等の伝承者を表彰してはと思います。現在商工会では会員の中の社員で優良従業員表彰として10年、20年、30年の勤続年数で表彰いたしております。

一方、隣接する市では技能功労者を表彰しておりますが、自市在住の方で、当町の方が市に勤務していても対象外です。そこで長らくその業界で活躍された技能者の社会的経済的地位及び技術の向上を図り、美郷の産業発展に資するよう伝統技術継承してこられた方、各職業での指導、功労された方を技能功労者として表彰してはと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) 技能功労者の表彰についてですが、議員ご指摘のとおり建設業、建築業等については、消費税率変更の時期前後で事業環境に差異があり、現在のところ以前の環境には及んでいないように認識しているところです。そうしたことから、議員がおっしゃるとおり、その業に携わる方々の気持ちを向上させるような取り組みについては、その必要性について認識しているところです。

そのため、町では以前より実施してきている住宅リフォームについて来年度も継続実施したく 来年度予算案に予算を計上するとともに、若者の定住を促進する支援策についても町内業者を優 遇、優先する支援内容としているところです。また、職業スキル向上による就労支援のため職業 訓練団体が行う技術習得及び資格取得に係る講習会等についても助成策を継続したく予算計上し ているところです。

その上で現状を鑑みながら将来を俯瞰しますと、関係者が前を向いて業にいそしめるよう、あるいは後継者が育つとともに一層若手の就業者が増加していくために議員ご提案の表彰制度の意義を受けとめるところですので、既にある町全体の表彰規定との関係性を整理するとともに近隣自治体の例を参考にし、美郷町としての技能功労に対する表彰のあり方を検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「はい、ございません。終わります」の声あり)
(「発言を」の声あり)

町長。

○町長(松田知己君) 先ほど藤原議員の1点目の水道のご質問に対する答弁で訂正がありましたので、よろしくお願いいたします。

1点目について、六郷地区において再調査を実施した旨答弁しましたが、水道未普及地域全体に対して再調査を実施しておりますので、訂正いたします。

また、六郷地区以外では本堂城回地区の自主的水道を除けばカバーされる旨の答弁をしましたが、本堂城回地区などの自主的水道事業を除けばということで、「など」の追加をお願い申し上げ、訂正させていただきます。以上です。

○議長(髙橋 猛君) これで、12番、藤原政春君の一般質問を終わります。